



愛媛県報

発行 愛媛県

平成24年1月10日火曜日 第2332号

◇ 目 次 ◇ 規 則

生活福祉資金貸付事業の補助に関する規則の一部を改正する規則..... 1

告 示

クリーニング業法による研修の指定..... 2
 クリーニング業法による講習の指定..... 2
 大規模小売店舗の新設の届出の概要等..... 2
 大規模小売店舗の変更の届出の概要等（2件）..... 3
 土地改良区の成立..... 4
 地域森林計画の公表（5件）..... 4
 漁業の免許..... 5
 加入区の設定（養殖共済）..... 5

卸売業務の廃止の届出..... 5
 都市計画の変更案の縦覧（11件）..... 5
 建築基準法に基づく建築確認申請除外区域の指定の廃止..... 7
 土地改良区役員の就退任の届出..... 7
 市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（2件）..... 7
 指定道路の指定..... 8
 道路の供用開始（県道大三島環状線）..... 8
 道路の区域変更（一般国道441号）..... 8
 道路の区域変更（一般国道441号）..... 8
 道路の区域変更（県道宇和野村線）..... 8

公 告

特定非営利活動法人の設立定款の変更の認証の申請の公告..... 9

規 則

○愛媛県規則第1号

生活福祉資金貸付事業の補助に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

生活福祉資金貸付事業の補助に関する規則の一部を改正する規則

生活福祉資金貸付事業の補助に関する規則（昭和32年愛媛県規則第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第1（第2条関係） 総合支援資金の貸付基準</p> <p>1 貸付対象</p> <p>資金の貸付けの対象となる世帯は、失業者等のある世帯その他日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために就労支援、家計指導等の継続的な相談支援並びに生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けを行うことにより自立が見込まれる世帯であつて、次のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 失業等給付、職業訓練受講給付金、生活保護、年金等の他の公的給付又は公的な貸付けを受けることができず、生活費を賄うことができないこと。</p> <p>2～10 省略</p>	<p>別表第1（第2条関係） 総合支援資金の貸付基準</p> <p>1 貸付対象</p> <p>資金の貸付けの対象となる世帯は、失業者等のある世帯その他日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために就労支援、家計指導等の継続的な相談支援並びに生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けを行うことにより自立が見込まれる世帯であつて、次のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 失業等給付、<u>就職安定資金融資</u>、生活保護、年金等の他の公的給付又は公的な貸付けを受けることができず、生活費を賄うことができないこと。</p> <p>2～10 省略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第1号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定により、次のとおりクリーニング師の資質の向上を図るための研修を指定した。

平成24年 1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 研修の名称
クリーニング師研修
- 主催者
東京都港区新橋六丁目8番2号
財団法人全国生活衛生営業指導センター
理事長 井 元 弘
- 研修の種類、開催日及び場所

種 類	開 催 日	場 所
集合して行う研修	平成24年 2月12日（日）	松山市花園町3 - 6 学校法人河原学園 愛媛医療専門大学校
	平成24年 3月11日（日）	西条市ひうち1番地の16 ひうち会館ホテルひうちつどい

- 受講料
5,000円

○愛媛県告示第2号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の3の規定により、次のとおりクリーニング所又は無店舗取次店の業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習を指定した。

平成24年 1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 講習の名称
クリーニング業務従事者講習
- 主催者
東京都港区新橋六丁目8番2号
財団法人全国生活衛生営業指導センター
理事長 井 元 弘
- 研修の種類、開催日及び場所

種 類	開 催 日	場 所
集合して行う研修	平成24年 2月12日（日）	松山市花園町3 - 6 学校法人河原学園 愛媛医療専門大学校
	平成24年 3月11日（日）	西条市ひうち1番地の16 ひうち会館ホテルひうちつどい

- 受講料
4,500円

○愛媛県告示第3号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光

室並びに四国中央市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成24年 1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 届出の概要
(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ドラッグコスモス三島宮川店
四国中央市三島宮川一丁目2330 - 1

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
代表取締役 宇野 正晃
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
代表取締役 宇野 正晃
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成24年 8月22日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,634平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
64台
イ 駐輪場の収容台数
10台
ウ 荷さばき施設の面積
99.0平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
9.0立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

- 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 9時30分から午後10時30分まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数
2箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 2 届出年月日
平成23年12月21日
- 3 意見書の提出
この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。
なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに四国中央市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。
(1) 意見書に記載すべき事項
ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イ 当該大規模小売店舗の名称
ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
(2) 提出先
愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第4号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成24年 1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
パルティ・フジ本郷	新居浜市本郷1丁目889-1 外	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジほか3者	株式会社フジほか2者	平成23年6月1日 外	平成23年12月20日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第5号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成24年 1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 年月日
バルティ・フジ本郷	新居浜市本郷1丁目889-1 外	駐車場の自動車の出入口の数及び位置	2箇所	3箇所	平成24年1月31日	平成23年12月20日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第6号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第2項の規定により、西条市小松町新屋敷甲1787番地藤井清孝外22名から認可申請のあった西条市小松町第五土地改良区は、平成23年12月21日成立した。

平成24年 1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第9号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定に基づき、平成23年12月28日、中予山岳地域森林計画を変更した。

中予山岳地域森林計画の変更に係る地域森林計画書及び森林計画図は、中予地方局産業経済部久万高原森林林業課において公衆の縦覧に供する。

平成24年 1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第7号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定に基づき、平成23年12月28日、南予地域森林計画を立てた。

南予地域森林計画に係る地域森林計画書及び森林計画図は、南予地方局産業経済部森林林業課において公衆の縦覧に供する。

平成24年 1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第10号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定に基づき、平成23年12月28日、東予地域森林計画を変更した。

東予地域森林計画の変更に係る地域森林計画書及び森林計画図は、東予地方局産業経済部森林林業課において公衆の縦覧に供する。

平成24年 1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第8号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定に基づき、平成23年12月28日、肱川地域森林計画を変更した。

肱川地域森林計画の変更に係る地域森林計画書及び森林計画図は、南予地方局産業経済部八幡浜支局森林林業課において公衆の縦覧に供する。

平成24年 1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第11号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定に基づき、平成23年12月28日、今治松山地域森林計画を変更した。

今治松山地域森林計画の変更に係る地域森林計画書及び森林計画図は、東予地方局産業経済部今治支局森林林業課及び中予地方局産業経済部森林林業課において公衆の縦覧に供する。

平成24年 1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第12号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定に基づき、平成24年 1月 1日次のように共同漁業及び区画漁業を免許した。
平成24年 1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

免許番号	漁業権者の住所及び氏名	免許の内容	漁業権の存続期間
燧共第179号	新居浜市清水町14番98号 新居浜漁業協同組合	平成23年 9月26日付け 愛媛県告示第1133号のとおり	平成24年 1月 1日から 平成26年 3月31日まで
燧共第180号	” ”	”	”
燧共第181号	新居浜市清水町14番98号 新居浜漁業協同組合	外 2 名	”
宇区第260号	八幡浜市1522番地18 八幡浜漁業協同組合	外 3 名	”

○愛媛県告示第13号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第118条第3項の規定により、一定の水域を次のように定める。
平成24年 1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 年貝真珠養殖業又は2年貝真珠養殖業

加入区の名称	区	域
宇和海第246加入区	宇区第260号漁業権漁場の区域	

○愛媛県告示第14号

愛媛県卸売市場条例（昭和47年愛媛県条例第25号）第8条の規定に基づき、卸売業者から次のとおり卸売の業務を廃止した旨の届出があった。
平成24年 1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

廃止年月日	卸 売 業 者		卸売の業務を行っていた地方卸売市場の名称	廃止した品目の部類
	住所又は所在地	氏名又は名称		
平成23年12月20日	伊予市灘町355番地12	有限会社大西鮮魚	伊予市地方卸売市場	水産物部

○愛媛県告示第15号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び西予市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。
平成24年 1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 都市計画の種類及び名称

変 更 前	変 更 後
宇和都市計画道路 3・4・1 一ノ瀬下宇和線	西予都市計画道路 3・4・1 一ノ瀬下宇和線

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分 なし
- (2) 削除する部分 なし

○愛媛県告示第16号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び西予市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。
平成24年 1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 都市計画の種類及び名称

変 更 前	変 更 後
宇和都市計画道路 3・4・2 田之筋線	西予都市計画道路 3・5・2 田之筋線

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分 なし
- (2) 削除する部分 なし

○愛媛県告示第17号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づ

き、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び西予市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成24年 1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

都市計画の種類及び名称

変 更 前	変 更 後
宇和都市計画道路 3・5・3 駅前通り線	西予都市計画道路 3・5・3 駅前通り線

○愛媛県告示第18号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び西予市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成24年 1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

都市計画の種類及び名称

変 更 前	変 更 後
宇和都市計画道路 3・6・4 馬場別所線	西予都市計画道路 3・6・4 馬場別所線

○愛媛県告示第19号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び西予市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成24年 1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 都市計画の種類及び名称

変 更 前	変 更 後
野村都市計画道路 Ⅱ・3・1 中村緑ヶ丘線	西予都市計画道路 3・5・5 中村緑ヶ丘線

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分 西予市野村町野村
- (2) 削除する部分 なし

○愛媛県告示第20号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び西予市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成24年 1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 都市計画の種類及び名称

変 更 前	変 更 後
野村都市計画道路 Ⅰ・小・1 上野清瀬線	西予都市計画道路 3・6・6 清瀬線

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分 西予市野村町野村
- (2) 削除する部分 西予市野村町野村

○愛媛県告示第21号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び西予市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成24年 1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 都市計画の種類及び名称

変 更 前	変 更 後
三瓶都市計画道路 Ⅱ・3・1 朝立屋敷線	西予都市計画道路 3・5・7 朝立屋敷線

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分 なし
- (2) 削除する部分 なし

○愛媛県告示第22号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び西予市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成24年 1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 都市計画の種類及び名称

変 更 前	変 更 後
三瓶都市計画道路 Ⅱ・3・2 朝立津布理線	西予都市計画道路 3・6・8 朝立津布理線

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分 西予市三瓶町津布理
- (2) 削除する部分 なし

○愛媛県告示第23号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び西予市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成24年 1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 都市計画の種類及び名称

変 更 前	変 更 後
三瓶都市計画道路 II・3・3 朝立海岸線	西予都市計画道路 3・6・9 朝立海岸線

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分 西予市三瓶町朝立
- (2) 削除する部分 西予市三瓶町朝立

○愛媛県告示第24号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び西予市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成24年 1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 都市計画の種類及び名称

変 更 前	変 更 後
三瓶都市計画道路 I・小・4 安土有網代線	西予都市計画道路 3・6・10 朝立有網代線

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分 西予市三瓶町朝立
- (2) 削除する部分 なし

○愛媛県告示第25号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び西予市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成24年 1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 都市計画の種類及び名称

三瓶都市計画道路 I・小・3 俵津三瓶線

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分 なし
- (2) 削除する部分 西予市三瓶町朝立及び津布理

○愛媛県告示第26号

建築基準法に基づく建築確認申請除外区域の指定（昭和48年12月愛媛県告示第1201号）は、平成25年12月31日限り廃止する。

平成24年 1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第27号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市新居浜土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成24年 1月10日

愛媛県東予地方局長 沖 哲 志

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	源 代 富 一	新居浜市中須賀町1-4-21

○愛媛県告示第28号

西条市から協議のあった市営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・掛井出地区）の施行は、適当と認められるので、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）附則第33条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第59条の規定による改正前の土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成24年 1月10日

愛媛県東予地方局長 沖 哲 志

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 市営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・掛井出地区）計画書の写し
- (2) 西条市市営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成24年 1月11日から 2月 7日まで

3 縦覧場所

西条市役所丹原総合支所

○愛媛県告示第29号

西条市から協議のあった市営土地改良事業（農業用道路整備事業・玉之江西地区）の施行は、適当と認められるので、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）附則第33条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第59条の規定による改正前の土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成24年 1月10日

愛媛県東予地方局長 沖 哲 志

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 市営土地改良事業（農業用道路整備事業・玉之江西地区）計画書の写し
- (2) 西条市市営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成24年 1月11日から 2月 7日まで

3 縦覧場所
西条市役所東予総合支所

- 1 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定年月日
平成23年12月22日
- 3 指定道路の位置
四国中央市妻鳥町字宮ノ東1461番1
- 4 指定道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 26.40メートル
 - (2) 幅員 6.00メートル

○愛媛県告示第30号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成24年 1月10日

愛媛県東予地方局長 沖 哲 志

○愛媛県告示第31号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大三島環状線	今治市大三島町肥海1859番から 同町肥海2132番7まで	平成24年 1月10日

○愛媛県告示第32号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	441号	西予市野村町野村10号472番3から 同町野村10号479番4まで	旧	メートル 10.0～21.3	キロメートル 0.048	
			新	10.0～24.4	0.048	

○愛媛県告示第33号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	441号	西予市野村町阿下6号657番2から 同町阿下7号33番7まで	旧	メートル 13.2～39.0	キロメートル 0.115	
			新	13.2～42.0	0.115	

○愛媛県告示第34号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	宇和野村線	西予市野村町阿下 6号657番 2 から 同町阿下 7号36番 2 まで	旧	メートル 12 5 ~ 20 6	キロメートル 0.128	
			新	12 8 ~ 24 2	0.128	

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年 1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

申 請 年 月 日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成23年12月15日	特定非営利活動法人和道	江 島 宏 明	松山市居相 3 丁目14番18号	この法人は、介護事業の領域を超えたケアマネージメントの実現のため、各分野の専門家でつくる情報ネットワークを活用し、福祉・法務・財務などのトータルサポート体制の推進等に関する事業を行い、高齢者の生活全般の支援に寄与することを目的とする。